

介護保険制度の住宅改修について

現在お住まいの住宅で、生活環境を整えるための小規模な改修に対して、上限20万円（うち自己負担1割、2割又は3割）まで住宅改修費が支給されます。

▶利用できる方

「要支援1・2」又は、「要介護1～5」の認定を受けている方。

▶対象となる工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更
- ④開き戸から引き戸等への扉の取替え(必要に応じて扉の新設も可)
- ⑤和式から洋式への便器の取替え
- ⑥その他、これらに付帯して必要な改修

▶対象となる費用

介護保険の対象となるのは、要介護度や期間に関わらず20万円までです。そのうちの1割、2割又は3割が利用者負担となります。

また、転居により住所が変わった場合は再度利用が可能です。

▶身障手帳または療育手帳をお持ちの方へ

障害者福祉制度の中にも住宅設備改良費の助成制度があります。この二つの制度は併用することができます。改修前に海老名市障がい福祉課に相談・確認をしてください。

▶事前の申請が必要です！

住宅改修費の支給には、着工前の申請が必要です。事前の申請がない場合は、介護保険の対象外となりますのでご注意ください。

なお、詳しい申請手続きについては次ページをご覧ください。

▶提出書類

事前申請（工事着工前）

- ①申請書
- ②住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成します。）
- ③見積書（被保険者本人の宛名であること。）
- ④工事前の写真（撮影した日付が分かるもの。工事箇所全体が写るもの。）
- ⑤住宅改修の承諾書（賃貸住宅の場合。家族宅は不要）
- ⑥受領委任払い利用申請書（受領委任払い利用の場合のみ）

事後申請（領収書発行後）

- ①領収書の原本（被保険者本人の宛名であること。）
- ②工事完了後の写真（撮影した日付が分かるもの。工事箇所全体が写るもの。）
- ③工事内訳書（見積書と領収書の金額が異なる場合は必須。）

▶手続きの流れ

相談 ・ 検討

- 担当のケアマネジャーに相談します。
- 担当のケアマネジャーがいない方は、市介護保険課又は包括支援センターへご相談ください。
- 担当ケアマネジャーが立会い、改修する場所や内容を検討します。

事前 申請

- 改修箇所の工事前写真（日付入り）を撮影します。
- 施工業者に「見積書」を作成してもらいます。
- 担当ケアマネジャーが「住宅改修が必要な理由書」を作成します。
- 必要書類をそろえて海老名市介護保険課へ事前申請をします。

承認 ・ 着工

- 提出された書類をもとに、市が工事内容の審査をします。
- 工事内容が認められたら着工してください。
- 改修後、改修箇所の写真を撮影します。
- 施工業者に費用の全額を支払い、領収書を発行してもらいます。

事後 申請

- 必要書類をそろえて海老名市介護保険課へ工事完了の申請をします。
- ※領収書は原本を提出してください。

支給

- 改修が介護保険の対象と認められると、申請書に記載された口座へ費用の9割、8割又は7割分を支給します。
- 支給の際には支払い予定日・支給決定額を記載した「支給決定通知」

▶一時的な費用負担が困難なときは・・・

住宅改修費の支給は、いったん利用者が費用の全額を事業者に支払い、後から9割、8割又は7割分の支給を受ける「償還払い制度」です。一時的な費用負担が困難な場合は以下の制度が利用できます。

○受領委任払い制度○

「受領委任払い制度」は、はじめから利用者の負担が1割、2割又は3割で済むようにする制度です。ただし、「受領委任払い制度」の利用には事業者の登録や受領委任払い利用申請書の提出が必要となります。詳しくは別紙「**福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度について**」をご覧ください。

○生活福祉資金貸付制度○

神奈川県社会福祉協議会が行なっている「生活福祉資金貸付制度」では、条件により介護保険に必要な費用を借りることができます。

ご相談は海老名市社会福祉協議会へ TEL 046-235-0220

▶住宅改修の注意事項

- ご家族が改修を行なった場合でも、ケアマネジャーが必要と認める改修であれば材料費が支給対象となります。この場合も事前の申請が必要です。
- 段差解消の為の「浴室用すのこ」は福祉用具購入費の支給対象となります。



▶相談窓口のご案内

市介護保険課又は市内の地域包括支援センターでは介護保険の住宅改修についての相談に応じています。

どのような改修が必要か分からない！
どこの施工業者にお願いしようか悩んでいる・・・
申請の仕方が分からない！



・・・などお気軽にご相談ください！！

受付窓口	受付曜日・受付時間	地区
海老名市役所 1階 介護保険課 介護保険係 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 235-4952	市内全域
海老名東地域包括支援センター 東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野102号	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 292-1411	柏ヶ谷、東柏ヶ谷 望地
海老名北地域包括支援センター (えびな北高齢者施設内) 上今泉4-8-28	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 231-6061	上郷、下今泉 上今泉、扇町、泉 めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター (海老名メディカルサポートクリニック内) 河原口1519	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-2973	勝瀬、中央 国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター (海老名市医療センター内) さつき町41	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 234-7226	中新田、さつき町 河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター (国分寺台中央商店街内) 国分寺台2-12-3	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 233-8881	大谷、大谷南、大谷北 国分寺台、浜田町
海老名南地域包括支援センター (えびな南高齢者施設内) 杉久保南3-31-6	月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話 238-7691	中河内、中野、今里 杉久保北、杉久保南 上河内、本郷、門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター (海老名市役所内) 勝瀬175-1	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 233-0111	各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援など

住宅改修のご相談・お問い合わせ・申請手続は・・・
海老名市役所 介護保険課 介護保険係まで
TEL 046-235-4952 (直通)
FAX 046-231-0513